

運 営 規 定

社会福祉法人 南の風

指定短期入所生活介護運営規程 朱雀

〔指定介護予防短期入所生活介護〕

朱雀 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 南の風が設置する短期入所生活介護 朱雀（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）は、要介護状態等になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第2条 本事業所が実施する事業は、利用者の要介護状態の軽減、悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を行うに当たっては、相当期間以上にわたり、継続して入所する利用者については、短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕計画に基づき、必要な援助を行わなければならない。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 5 事業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を行うに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 6 事業者は、自らサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（事業の運営）

第3条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 短期入所生活介護 朱雀
- （2）所在地 堺市北区中長尾町1丁2番12号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤、他事業と兼務）

従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定短期入所生

活介護〔指定短期入所生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 1名（非常勤、他事業と兼務）

医師は、利用者の診察及び保健衛生の管理指導を行う。

(3) 生活相談員 1名（常勤、他事業と兼務）

生活相談員は、利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務を行う。

(4) 看護職員 1名（常勤兼務）

看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。

(5) 介護職員 10名（常勤8名、非常勤2名）

介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。

(6) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）

機能訓練指導員は、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行う。

(7) 事務職員 1名（常勤）

必要な事務を行う。

（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、20名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

（指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容）

第7条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 介護

(2) 食事

(3) 機能訓練

(4) 健康管理

(5) 相談援助

(6) その他のサービス提供

(7) 送迎

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、堺市全域とする。

（利用料等）

第9条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスについて介護保険法第41条第4項第2号に規定す

る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（告示上の額）から当該施設に支払われる指定介護予防短期入所生活介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と、前項の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。
 - (1) 食事の提供に要する費用 1,700円/日 朝食 300円、昼食 700円、夕食 700円
 - (2) 滞在に要する費用 2,066円/日（ユニット型個室）
 - (3) 送迎に要する交通費（実施地域外の送迎費用）
 - (4) ホーム喫茶代 実費 ※希望されない場合には徴収致しません。
・コーヒー、紅茶、ココア、その他の飲料水（希望時、回数に関わらず対応）
 - (5) 電気代 実費 テレビ、電気毛布等を居室にて使用された方。
 - (6) 理美容代 実費
 - (7) 当日キャンセル分のみ食事代を徴収いたします。
 - (8) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。
- 4 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスを提供するにおいて、通常必要となるもので、利用者に負担させることが適当と認められるものの費用。
- 5 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕サービスの提供に当たって、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービス内容及び費用について説明した上で、同意を得なければならない。
- 7 施設は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

（衛生管理等）

- 第10条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業所において感染症が発生又は蔓延しないように必要な処置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕従業者は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。
- 2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、年2回（内1回は夜間想定）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

- 第14条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 利用者以外の者（家族等）の個人情報を利用する可能性がある場合も同様とする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に関する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置
 - ・成年後見制度の利用支援
 - ・介護相談員の受入れ

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(地域との連携)

第18条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、従業者の資質向上のための研修機会を設け、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の

内容とする。

- 4 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを完結した日から2年間（サービス提供記録はサービス提供日から5年間）とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人 南の風と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。